

堺市報道提供資料

令和4年8月26日提供

9月検針分より、水道料金を減額します

~コロナ禍における原油価格・物価高騰対策~

堺市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、今般の原油価格や物価が高騰している現下の 状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、以下のとおり水道料金を減額します。

なお、この減額に関して、お客様からの申請等は不要です。

1 支援内容

水道料金のうち、令和4年9~12月検針(4か月分)の基本料金を免除する。

【例】一般家庭(口径 20mm 以下の場合)

	減額の金額(税込み)				
基本料金	1 か月分	2 か月分	4 か月分		
	△ 715	△ 1,430	△ 2,860		

[※]一般家庭の場合、主に2か月分を1回で請求しています。

2 対象者

給水契約者(家庭、事業者) 約35万件

※ 公共施設(国・地方公共団体が給水契約者の場合)は対象外

3 所要額

1,305,000 千円

担 当 課:上下水道局 経営企画室 経営戦略担当

問い合わせ先

話:072-250-9227 ファックス: 072-250-6600



資 料

<水道料金の基本料金について>

(単位:円)

口勿	基本料金	減額の金額(税込み)				
口径	(税込み)	1 か月分	2 か月分	4 か月分		
20mm 以下	715	△ 715	△ 1,430	△ 2,860		
25mm	1,100	△ 1,100	△ 2,200	△ 4,400		
30mm	3,410	△ 3,410	△ 6,820	△ 13,640		
40mm	5,500	△ 5,500	△ 11,000	△ 22,000		
50mm	11,000	△ 11,000	△ 22,000	△ 44,000		
75mm	22,000	△ 22,000	△ 44,000	△ 88,000		
100mm	34,100	△ 34,100	△ 68,200	△ 136,400		
150mm	55,000	△ 55,000	△ 110,000	△ 220,000		
200mm	121,000	△ 121,000	△ 242,000	△ 484,000		

<減額の対象となる使用期間と請求月>

料金の 請求頻度	検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2 か月ごと (一般家庭等)	奇数月 の場合			_	減額 〇	•	減額	
	偶数月の場合				•	減額	•	減額
1 か月ごと (大口使用者)	毎 月の場合			_	減額 ○ —	減額 O	減額 ○	減額 O

——:使用期間 ●:検針 ○:請求

<根拠規定>

堺市水道事業給水条例 第32条 (料金等の減免)

管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。